

令和2年度 企業誘致システム化事業委託業務  
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和2年5月15日

産業労働部産業立地・経営支援課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和2年度 企業誘致システム化事業委託業務

(2) 業務の目的

令和元年度の企業誘致システム化事業では、①調査会社が有する企業データを活用し、訪問候補企業を抽出、②訪問候補企業から一定の条件を有する企業100社弱を実際に訪問、③訪問結果と企業誘致担当職員のアンケート結果から今後の企業誘致に関する課題等を抽出した。調査の結果、県庁・県外事務所での情報共有の緊密化等が今後実施すべき課題として挙げられた。

現在の企業誘致結果の蓄積は県庁、各県外事務所がバラバラで管理し、委託者の県外事務所から県庁への報告は紙ベースとなっている。このことが報告作業による作業時間のロス、過去の訪問記録が検索・照会できないため人事異動等による誘致情報の引継ぎ漏れの起きやすい環境などにつながっており、早急に改善を図る必要がある。

本年度事業はこの課題を解決するため、企業訪問等を行った企業情報を蓄積し、検索、発信、分析、情報共有を可能としたシステムの構築を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

企業誘致システムの構築及びタブレット配備等の情報化支援業務

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり（ただし、仕様書の内容は現時点のものであり、今後打ち合わせの中で変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更についてはその都度協議させていただきます。）

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

○提案のコンセプト・事業効果

- ・提案内容に一貫性があり、コンセプトが明確な提案となっているか。
- ・システム導入前の課題を理解し、システム導入前と比較し、業務実施による効果が明確で高いものと見込まれるか。

○実施方法

ア 企業誘致システム構築業務の内容

- ・構築するシステムが企業訪問の記録を行う際に機能的な仕様となっており、業務の実態に即したのものとなっているか。
- ・わかりやすいユーザーインターフェースを備え、訪問記録を出力する際に様々な検索結果を出力できるなど機能性の高いものとなっているか。
- ・システム構築後の維持管理コストが適正な範囲のものとなっているか。

イ 長野県企業誘致情報化支援業務の内容

- ・タブレットの配備等について、導入するタブレットの仕様等が明確で計画通り行えると見込まれるか。また、配備するタブレットを活用して有効な企業訪問策が提案されているか。
- ・令和元年度企業誘致システム化事業の成果を活用した優先度表示など有用な企業訪問システムを構築することが見込まれる。

ウ トラブルへの対応、セキュリティの確保、

- ・企業誘致システムのデータのバックアップ、障害への対応など十分に行うことができ、万一の故障等に対しての有効な復旧手段、サポート体制が提示されているか。
- ・外部からの不正な侵入、ウイルス等によるシステムの損傷やデータの改ざんを防ぐため、必要なセキュリティ対策が講じられているか。

エ その他目的達成のために必要となる項目

- ・業務全般を通じて、企業訪問業務の利便性を高める設計・提案がなされているか。

○実施体制（運営体制、業務スケジュール、個人情報の取扱い）

- ・適切な人員配置、業務スケジュールとなっているか、必要に応じ自治体の企業誘致策に詳しい有識者の助言等を得られる工夫がされているか。

○経費見積書

- ・業務費用の算定が適正であること

(6) 業務の実施場所

長野県内、長野県東京事務所、長野県大阪事務所、長野県名古屋事務所

(7) 履行期間又は履行期限 契約日から令和3年3月31日まで

(8) 費用の上限額 2,306,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、情報システム構築に係る業務の実績を有すること。
- (8) 法人格を有する企業、団体であること。
- (9) 県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (9) 長野県庁で行う説明会、プレゼンテーション及び打合わせ等に参加できる者。ただし、県が実施方法を変更した場合は、その実施方法による説明会等に参加できる者。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（（5）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

#### （1）参加申込書の作成様式

様式第3号による。

#### （2）参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表1及び2による。

#### （3）参加申込書記載上の留意事項

情報システム構築に係る業務の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。

#### （4）担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2（住所記載不要）

長野県産業労働部産業立地・経営支援課

次世代産業集積係（県庁5階）

担当 宮坂 翔喜（みやさか しょうき）

電話 026-235-0111（代表）内線 2922  
026-235-7193（直通）

ファックス 026-235-7496

メール ritti@pref.nagano.lg.jp

#### （5）参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

##### ① 提出期限 令和2年5月25日（月）午後5時まで。

（土曜日、日曜日及び休日<sup>\*</sup>は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし最終日は正午まで。）

【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

##### ② 提出先 3（4）に同じ。

##### ③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業立地・経営支援課に到達したものに限り、

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

#### （6）応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

#### （7）非該当理由に関する事項

##### ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（3）①）の3日前までに、書面により産業立地・経営支援課長から通知します。

##### ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業立地・経営支援課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

##### ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

##### ④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和2年5月28日(木) 16時00分から(1時間程度)
- (2) 開催場所 長野県庁 西庁舎 301号室
- (3) 留意事項 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言地域からの往来自粛のため、説明会の出席が難しい場合などは事前にご連絡ください。また、参加者数によってはWeb会議方式により実施する場合があります。なお、事前連絡無く説明会を欠席した場合は、本業務の委託候補者選定に係るプロポーザル方式への参加を辞退したものとみなします。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
- (2) 受付期間 令和2年6月4日(木) 午後5時まで。  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。(送付先等は3(4)を参照)。
- (4) 回答方法 令和2年6月8日(月)までに参加申込者全員に対し、原則電子メールにより回答するとともに長野県公式ホームページに随時掲載します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書(様式第8号)及び企画書(様式第8号の付表1)  
企画書は、別に定める仕様書(案)に示した内容を踏まえた上で、記載してください。  
なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。
- ② 見積書(様式第8号の付表2)  
経費の合計額は、1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ③ 会社概要又はパンフレット(写し可)

(2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3 (4) に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をFAX又はメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 一般的な質問に関しては、質問者及び説明会参加者全員に対し、電子メールにより回答します。  
企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電子メール等により回答します。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和2年6月10日(水)まで

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし最終日は正午まで)

- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 6部(正本1部、コピー5部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業立地・経営支援課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

#### (4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

検討項目	検討内容(要求内容)	配点
(1) 提案のコンセプト	提案内容に一貫性があり、コンセプトが明確な提案となっているか。	10
(1) 提案による事業効果	システム導入前の課題を理解し、システム導入前と比較し、業務実施による効果が明確で高いものと見込まれるか。	15
(2) ア企業誘致システム構築業務の内容①	構築するシステムが企業訪問の記録を行う際に機能的な仕様となっており、業務の実態に即したものとなっているか。	15
(2) ア企業誘致システム構築業務の内容②	わかりやすいユーザーインターフェースを備え、訪問記録を出力する際に様々な検索結果を出力できるなど機能性の高いものとなっているか。	10
(2) ア企業誘致システム構築業務の内容③	システム構築後の維持管理コストが適正な範囲のものとなっているか。	5
(2) イ長野県企業誘致情報化支援業務の内容①	タブレットの配備等について、導入するタブレットの仕様等が明確で計画通り行えると見込まれるか。また、配備するタブレットを活用して有効な企業訪問策が提案され、後年度のコストも必要最小限のものとなっているか。	5
(2) イ長野県企業誘致情報化支援業務の内容②	令和元年度企業誘致システム化事業の成果を活用した優先度表示など有用な企業訪問システムを構築することが見込まれるか。	10
(2) ウトラブルの対応、セキュリティの確保①	企業誘致システムのデータのバックアップ、障害への対応など十分に行うことができ、万一の故障等に対しての有効な復旧手段、サポート体制が提示されているか。	5
(2) ウトラブルの対応、セキュリティの確保②	外部からの不正な侵入、ウイルス等によるシステムの損傷やデータの改ざんを防ぐため、必要なセキュリティ対策が講じられているか。	5
(2) エその他目的達成のために必要となる項目	業務全般を通じて、企業訪問業務の利便性を高める設計・提案がなされているか。	10
(3) 実施体制(運営体制、業務スケジュール、個人情報情報の取扱い)	適切な人員配置、業務スケジュールとなっているか、必要に応じ、自治体の企業誘致策に詳しい有識者の助言等を得られる工夫がされているか。	5
(4) 経費見積書	業務費用の算定が適正であること	5
合計		100

#### (5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、検討の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点未満の場合は選定しません。

② 企画書の選定に当たっては、企画提案検討委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより検討を行いますので、出席してください。

③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和2年6月12日（金） 長野県庁 西庁舎 202号室

（※時間は各参加者に個別に連絡）

（6）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業立地・経営支援課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業立地・経営支援課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案検討委員会検討書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業立地・経営支援課において閲覧に供します。

（7）非選定理由に関する事項

① （6）②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業立地・経営支援課に対して非該当理由について説明を求めることができます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（8）その他の留意事項

① 提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

（1）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により産業立地・経営支援課長に対して提出するものとします。

（2）見積書が、（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

（3）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業立地・経営支援課において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否

必要とします。

- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 (住所記載不要)

長野県産業労働部産業立地・経営支援課

次世代産業集積係 (県庁 5 階)

担当 宮坂 翔喜 (みやさか しょうき)

電話 026-232-0111 (代表) 内線 2922

026-235-7193 (直通)

ファックス 026-235-7496

メール [ritti@pref.nagano.lg.jp](mailto:ritti@pref.nagano.lg.jp)

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。